

1 基本報酬の届出（基本報酬の見直し、前年度実績等）が必要なサービスについて

次の基本報酬については、報酬改定により算定要件等の見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、前年度実績により届出が必要になる事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1) 障がい福祉サービス事業

就労移行支援

（前年度実績による基本報酬の届出が必要です。利用定員規模が10名に見直しされました。）

《前年度実績による基本報酬の届出》

就労移行支援サービス費(I)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定します。

なお、就労移行支援を経て企業等に雇用された後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱います。

《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

[現行]

就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

[見直し後]

就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

※令和6年度における就労移行支援サービス費の算定に係る新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な取扱いはありません。

就労継続支援A型

（前年度実績による基本報酬の届出が必要です。スコア表の見直しが行われました。）

《前年度実績による基本報酬の届出》

厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。）の規定により算出される前年度の評価点の合計点により当該年度の基本報酬が算定されます。

《スコア表の見直し》

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直しが行われます。前年度実績による基本報酬の届出には新しいスコア表のご提出をお願いいたします。

- ・事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くする など、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。 など

《令和6年度における就労継続支援A型サービス費の算定について》

令和6年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。

就労継続支援B型

(前年度実績による基本報酬の届出が必要です。平均工賃月額算定方法の見直しが行われました。報酬体系の見直しが行われました。)

《報酬体系（平均工賃月額区分）の見直し》

・多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置6：1の報酬体系が創設されました。

・6：1の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件を見直され、目標工賃達成指導員配置加算（目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数を常勤換算方法で5：1以上配置）を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価します。

・工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価が引上げられ、低い区分の基本報酬の単価を引下げられます。

《報酬体系（利用者の就労や生産活動等への参加等）の見直し》

・「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直し、短時間の利用者が多い場合の減算が設けられます。

《前年度実績による基本報酬の届出》

ア「平均工賃月額」に応じた基本報酬の評価（区分変更あり）

イ「利用者の就労や生産活動等への参加等」を持って一律に評価

※上記のどちらかを選択し、年度途中での変更を行うことはできません。

※アを選択する場合、前年度の平均工賃月額の区分の届出が必要です。

※イを選択する場合も、届出が必要です。

《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法の見直し》

[現行]

① 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ 工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により1人当たり平均工賃月額を算出

ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

② 平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、平均工賃月額の算出から以下の場合には、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。

・月の途中において、利用開始又は終了した利用者

・月の途中において、入院又は退院した利用者

・月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者 利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外

③また、以下の場合には、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。

・複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者

・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

[見直し後]

前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額（ア）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（イ）÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※見直し前の②・③の算定方法は廃止する。

※令和6年度における就労継続支援B型サービス費の算定に係る新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な取扱いはありません。

《報酬体系（利用者の就労や生産活動等への参加等）の短時間の利用者の減算》

利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。

ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

就労定着支援

(前年度実績による基本報酬の届出が必要です。基本報酬算定の見直しが行われました。)

《前年度実績による基本報酬の届出》

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系となります。
就労定着率とは、当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいいます。

※令和6年度における就労定着支援サービス費の算定に係る新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な取扱いはありません。

地域移行支援

(前年度実績による基本報酬の届出が必要です。)

入所支援

(基本報酬の定員区分の見直しが行われました。)

《基本報酬の定員区分の見直し》

・利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬が10人ごとの設定に見直しが行われました。

短期入所

(サービス類型「福祉型強化特定短期入所サービス費」が創設されました。)

《福祉型強化特定短期入所サービス費》

福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬が創設されました。

- ・福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）
- ・福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）

※医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定できます。

2 基本報酬が改正されたサービス【届出不要】

(1) 障がい福祉サービス事業

生活介護

《基本報酬の見直し》

① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定されます。

なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設けられます。

また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮することになります。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬が10人ごとに設定されます。あわせて、重症心身障がい児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬が設定されます。

共同生活援助

《基本報酬の見直し》

世話人の配置基準に応じた基本報酬区分が改められます。

《基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）》

[現行]

- イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ） （世話人の配置 4：1 以上）
- ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ） （世話人の配置 5：1 以上）
- ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ） （世話人の配置 6：1 以上）
- ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ） （体験利用）

[見直し後]

- イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ） （世話人の配置 6：1 以上）
- ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ） （体験利用）

計画相談（障がい児相談）

《基本報酬の見直し》

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」を要件に加えるとともに、更に評価されます。

複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること」についても、対象に加えられます。